

淀川管内河川レンジャー代表者会議開催の報告

1. 第32回代表者会議

令和6年12月1日に開催された第32回淀川管内河川レンジャー代表者会議（以下「代表者会議」という）において、審議、決定された事項等について報告を行います。

1.1. 講座の開催と新規河川レンジャープレゼンテーション審査について

1.1.1. 淀川発見講座とレンジャー養成講座の開催

新たな河川レンジャーの発掘、育成に向けて以下の日程で「淀川発見講座」「レンジャー養成講座」を開催しました。

一般公募の結果、「淀川発見講座」は33名、「レンジャー養成講座」は10名の方が受講されました。講座では、淀川の治水・環境・歴史等の基礎知識の他、河川レンジャーとして活動するうえで必要となる計画づくりのノウハウ、活動のリスクマネジメント、生物や水質の調査手法等を学んでいただきました。

表 1.1 令和6年度 講座開催日程

講座等		日程	会場
受講生募集（淀川発見講座）		～ 5月23日（木）	
淀川発見講座		6月1日（土）	大阪市立場所 総合生涯学習センター
受講生募集（レンジャー養成講座）		～ 6月7日（金）	
レンジャー養成講座	1日目	6月22日（土）	梅津自治会館、桂川
	2日目	6月29日（土）	中央流域センター
	3日目	7月13日（土）	中央流域センター

【講座開催状況】



発見講座「豪雨災害時に起きること、できること」



養成講座1日目「水生生物調査」



養成講座2日目「浸水歩行体験」



養成講座3日目「これからの淀川」

1.1.2. プレゼンテーション審査の実施

代表者会議において、講座を修了し、河川レンジャーを希望する審査申請者 8 名によるプレゼンテーション（「河川レンジャーとして行いたい活動」の発表 5 分／質疑 5 分）と審査（非公開）が行われ、7 名の方々が新規河川レンジャーとして任命されました。

表 1.2 令和 6 年度 河川レンジャー展開計画及び河川レンジャー任命者

活動区域	令和 6 年度 展開計画の人数	申請者数	河川レンジャー任命者 (敬称略)
淀川－1（福島出張所管内）	2 名	0 名	しらかわ きみひこ 白川 公彦
淀川－2（毛馬出張所管内）	2 名	3 名※	つちや なおひろ 土屋 直裕
			は と むつみ 波戸 睦
淀川－3（枚方出張所管内）	1 名	0 名	—
淀川－4（高槻出張所管内）	2 名	2 名	おくやま よしかず 奥山 佳一
			こばやし かつお 小林 勝男
宇治川（伏見出張所管内）	1 名	0 名	—
桂川（桂川出張所管内）	1 名	1 名	その しょうへい 曾野 昌平
木津川（木津川出張所管内）	1 名	2 名	なかざわ たかゆき 中澤 孝之
合 計	10 名	8 名	7 名

※毛馬出張所管内を希望されていた 3 名のうち、1 名は、審査の結果、福島出張所管内河川レンジャーとして任命することが決定しました。

1.2. 淀川かわづくりパートナーについて

淀川かわづくりパートナーとは、淀川河川事務所及び淀川管内河川レンジャーと協力し、河川と地域との良好な関係づくりを行うために活動を行う方々です。本年度も「淀川発見講座」においてパートナーを募集したところ、22 名の方が新たに登録し、総勢 77 名（R6.9 末時点）となりました。

1.3. 河川レンジャーの辞任について

淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領第 24 条 4 項に則り、山村 元秀レンジャーの辞任が確認されました。

所属運営会議	出張所	氏名	任命日	辞任日
京都ブロック	木津川	山村 元秀	平成 30 年 10 月 16 日	令和 6 年 4 月 11 日

(敬称略)

1.4. 令和5年度の点検結果とりまとめの決定

「淀川管内河川レンジャー点検結果とりまとめ」は、河川レンジャーが活動のステップアップを着実に進めることに寄与するとともに、河川レンジャー制度の進捗点検の充実を図ることを目的としています。

そのため、取り組みの主体である河川レンジャーが活動の結果を自ら確認し、成果と課題の分析を行い、活動の改善に反映していくとともに、その結果を利用し、淀川水系流域委員会の意見を聴きながら河川レンジャー制度の進捗を点検できるよう、河川レンジャーの目的達成度や効果等に関する点検が、専門家会議及び代表者会議において毎年実施されています。

今回は、過去5年間分のデータ（令和元年から令和5年度まで）から、図1.1に示す項目（指標）について点検を行いました。

点検の結果、指標ごとに表1.3に示す課題を抽出しました。

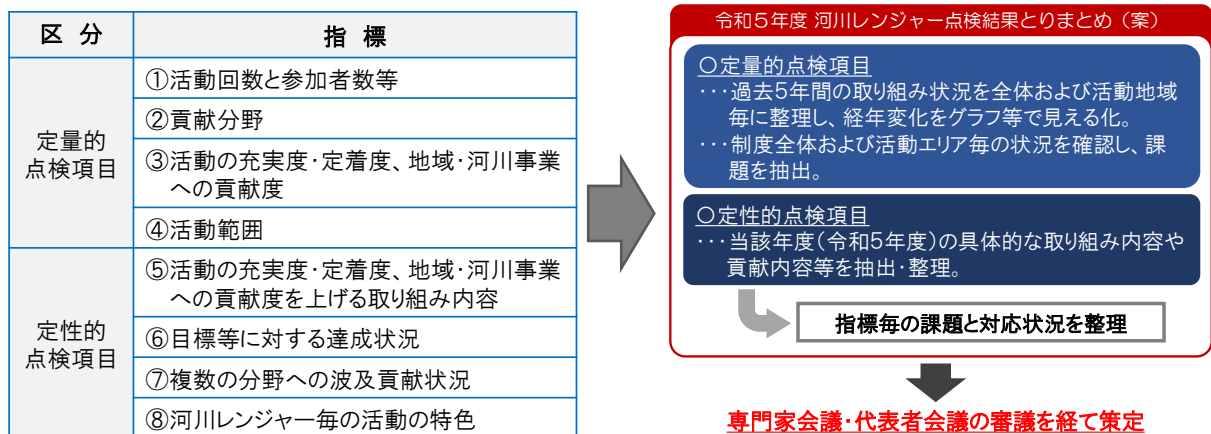


図 1.1 点検結果のとりまとめイメージ

表 1.3 指標ごとの課題と対応

指標	課題	対応
①活動回数と参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川レンジャーの人員(なり手やスタッフ)の確保 ・ 河川レンジャー活動の定着・知名度向上のための一定以上の活動規模の維持 ・ 活動の少ないエリアでの活動の活発化 ・ 河川レンジャーの定着 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川レンジャーの定着や活動スキルの向上に対しては、アドバイザーが現役レンジャーを指導する指導員制度を活用した支援強化を図る。(実施中) ・ 河川レンジャーやスタッフの人員の確保については「淀川かわづくりパートナー」制度による人員の確保を行っている。(実施中)
②⑦貢献分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の少ない川づくり・人づくり分野(川づくりに関わる活動)の取り組みの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川レンジャーを対象とした川づくり活動を学ぶ研修を実施する。(5月に研修を実施。6月以降も研修を予定)
③⑤活動の充実度・定着度・地域・河川事業への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川事業に貢献する取り組みの強化 ・ 河川管理者と河川レンジャーやアドバイザーの効果的な連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携グループ連絡会の結果から自治体ニーズを整理し、対応可能な河川レンジャーが存在する自治体を中心に訪問し、地域と連携した活動の実施につなげる。(実施予定)
④活動範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域全体で活動が実施されているが、河川レンジャーがいない(少ない)エリアでは、活動継続のため、人材発掘が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川レンジャーが少ないエリアでレンジャーを公募する淀川発見講座の実施。(令和5年度は、淀川下流域の河川レンジャーが少ないため、令和6年度の講座は大阪市内で実施した)
⑥目標等に対する達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通認識をもって点検を行えるよう点検の目的・項目について理解を深め、活動のステップアップを着実に進めていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検結果について学ぶ研修を実施する。また、点検結果を活用した面談を行い、活動のステップアップに向けた指導・助言を行う。次年度の年間活動計画立案に向けた支援を行う。(実施予定)

1.5. 指導員制度について

第29回代表者会議（令和5年2月）において議論された“河川レンジャー支援体制の最適化”策である「指導員制度」について、今後、試行的に運用していくことが確認されました。指導員制度は、第1期の河川レンジャーを主な対象とし、河川レンジャー自身でSTEP2～3の活動を計画し、実施できるようになることを支援することを目的としています。

表 1.4 指導員制度の基本事項

項目	基本事項
(1) 主な指導対象	第1期河川レンジャーの活動を基本とする。ただし、当面は試行期間を除くすべての河川レンジャー活動とする。※個人の優劣に基づく適用とならないよう、活動に対する適用とする。
(2) 指導員の活動内容	様々な活動ノウハウやSTEP2、3に向けた展開ノウハウ、人脈、地域との繋がりの継承に向け、河川レンジャーの年間活動計画(目的、目標)を踏まえ、河川レンジャーとしてより望ましい活動内容となるよう、実施計画作成から活動実施まで、全般的な指導を行う。 次年度は河川レンジャーが独力でステップアップした年間活動計画を作成できるように指導する。
(3) 指導員の選考基準	指導員は、アドバイザーの中から、①②の条件を満たすものを選考する。 ①STEP3相当の活動実績があることまたは現在STEP3に向けた活動展開を行っていること ②「指導員募集要項」に記載された内容に合致すること
(4) 任命	指導員は、淀川河川事務所が任命する。
(5) 指導員の任期	指導員の任期は、任命された年度内(約1年)とする。
(6) 指導員の募集、選考方法	事務局は、指導員の募集について淀川河川事務所(管理課)に提案し、了解が得られれば、河川レンジャーアドバイザー全員に対して指導員募集を告知する。 指導員の可否は、選考基準①②をもとに事務局が提案し、事務局が総合的に判断する。選考結果に河川レンジャーが合意した場合、事務局が指導員制度適用を認定する。1活動に1名を原則とする。
(7) 指導員の活動費	1活動につき5,200円とする。 (指導時間2時間を想定。時間単価は、運営要領細則第4条第3項より「当該年度の「謝金の標準支払基準」(各府省申合せ)の講演等謝金支払基準における民間の係員2」とする。) 活動費の支給に際しては、アドバイザーは指導レポートを提出する。指導した活動が実施され、河川レンジャーが活動報告を提出し、事務局に最終版として受理されたのちに支払う。
(8) 交通費	実費を支給する。
(9) 保険	アドバイザー活動と同様に、下見や活動実施毎に加入する。

複数の指導員が1つの活動に対して指導を行った場合は主たる指導員1名に対して活動費を支給。

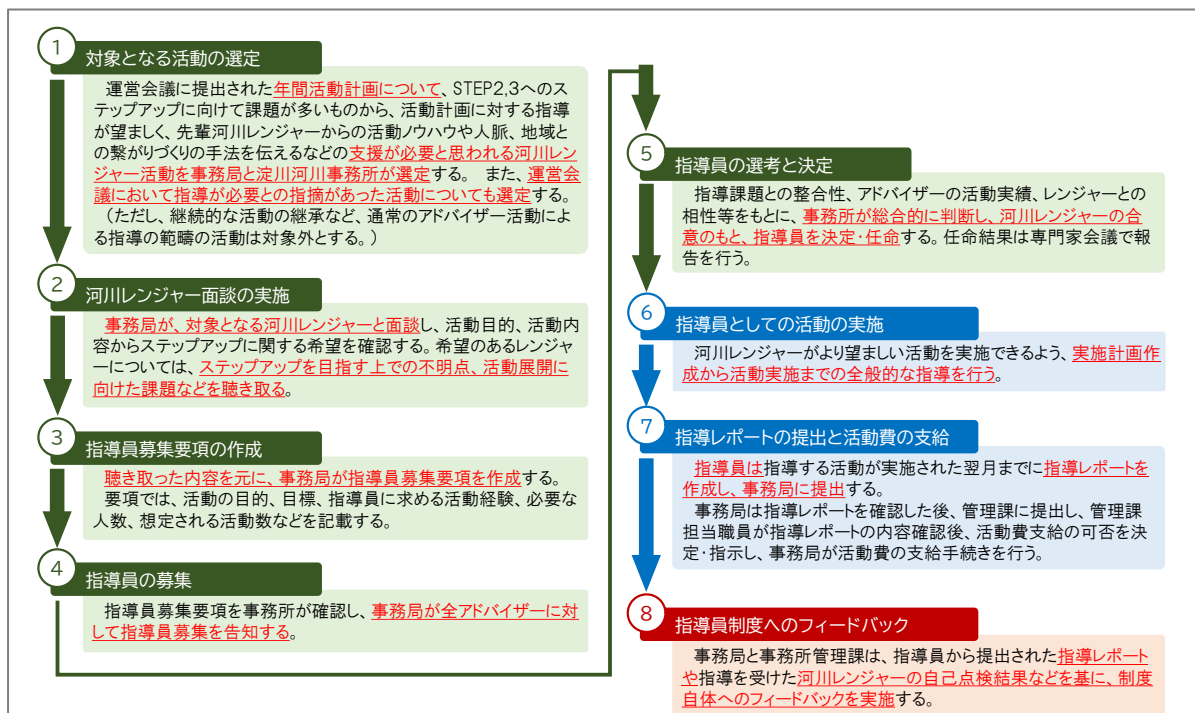


図 1.2 指導員制度適用の流れ

2. 第33回代表者会議

令和7年2月1日（土）に開催された第33回代表者会議において、審議、決定された事項等について報告を行います。

2.1. 河川レンジャー再任審査

2.1.1. 河川レンジャー再任審査について

第33回代表者会議では、河川レンジャー再任（1回目）審査、再任（2回目）審査、1回目の特例再任審査、2回目の特例再任審査を実施しました。

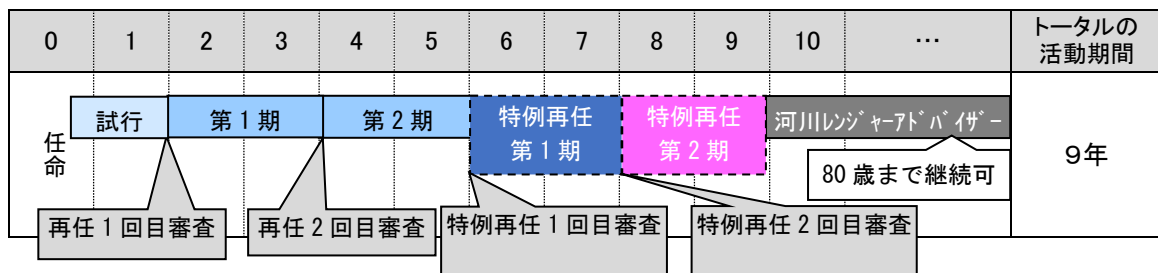


図 2.1.1 河川レンジャーの任期

2.1.2. 審査の結果

- 河川レンジャーの再任（1回目）審査の結果、4名の河川レンジャーの再任が決定された。
- 河川レンジャーの再任（2回目）審査の結果、4名の河川レンジャーの再任が決定された。
- 河川レンジャーの特例再任（1回目）審査の結果、3名の河川レンジャーの再任が決定された。
- 河川レンジャーの特例再任（2回目）審査の結果、1名の河川レンジャーの再任が決定された。

審査で再任が決定した河川レンジャーの任期は、2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）です。